

災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書

兵庫県と一般社団法人日本産業・医療ガス協会 近畿地域本部 兵庫県支部は、平成19年1月16日付けで兵庫県と有限責任中間法人日本医療ガス協会近畿地域本部兵庫県支部との間で締結した災害時における医療用ガス等の供給に関する協定の全部を改正するこの協定を締結する。

兵庫県(以下「甲」という。)と一般社団法人 日本産業・医療ガス協会 近畿地域本部 兵庫県支部 (以下「乙」という。)は、災害時における医療用ガス等の安定供給を確保するため、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、兵庫県地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医療救護活動に必要な医療用ガス等の供給に関する、乙の協力に関し必要な事項を定める。

(要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、医療用ガス等の安定供給を図るため、必要があると認めるとき、又は市町及び災害拠点病院から甲に対し供給の要請があったときは、乙に対し医療用ガス等の供給を要請することができる。

(要請事項の措置)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、当該要請事項について速やかに措置するとともに、その措置内容を甲に連絡する。

(医療用ガス等の供給数量)

第4条 甲が供給を要請する医療用ガス等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医療用ガス
- (2) その他甲が指定するもの

(要請の方法)

第5条 第2条の要請は、文書をもって行う。ただし、緊急のときは、口頭又は電話等で要請することができる。

(緊急措置)

第6条 甲は、やむを得ない事情により前条に規定する方法で要請することができないときは、直接乙の協会員に対し第2条に規定する要請を行うことができる。

2 甲は、前項の規定により要請したときは、その要請事項を事後速やかに乙に連絡する。

- 3 乙は、甲の要請を受け、協会員に対し要請された数量の確保に最大限努めるものとするが、協会員の事故又は輸送手段の確保ができないときは、甲の供給要請を受け入れないことができる。なお、この場合は、速やかに甲に連絡する。
- 4 乙の協会員とは、一般社団法人 日本産業・医療ガス協会 近畿地域本部 兵庫県支部の協会員たる卸売販売業者をいう。

(医療用ガス等の引き取り)

第7条 医療用ガス等の引き取り場所及び供給の方法については、甲が指定するものとし、当該場所において甲又は甲が指定する者が品目及び数量を確認のうえ、これを引き取るものとする。

(供給の緊急措置)

第8条 医療用ガス等の搬送については、一般車両の交通規制等の事情により乙の供給が困難な場合は、甲において乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行許可等必要な措置を講じる。

(費用負担)

第9条 甲は、供給要請した医療用ガス等の代価については、災害等発生直前の適正な価格で、供給業者に支払う。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙が協議して定めるものとする。

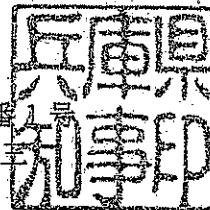
(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成21年10月9日から1年間とする。ただし、期間満了の3月前までに甲、乙いずれからも何ら申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年10月9日

甲 兵庫県 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県知事 井戸 敏三



乙 住 所 神戸市兵庫区東柳原町2番
株式会社水島酸素商会内
氏 名 一般社団法人日本産業・医療
近畿地域本部兵庫県支部
支部長 山下 英世

